

# 市民オンブズマンわかやま

ニュース NO82

発行責任者 畑中 正好 発行日 2010年11月15日  
連絡先 和歌山市十二番丁10番地 和歌山合同法律事務所内  
TEL 073-433-2241 FAX 073-433-2767  
http://www.naxnet.or.jp/~wa\_obz/ Eメール wa\_obz@naxnet.or.jp

## 県監査委員・知事に「是正勧告」

### 県労働センターの県負担の交付金

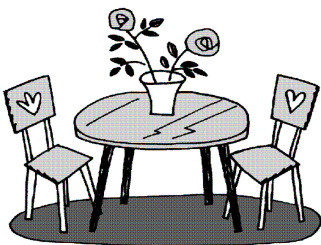
#### 適切な措置を講じるよう求め

10月1日、私達が、県が負担した県労働センターの03～08年度の固定資産税相当の約2078万円の交付金について、仁坂知事らに、同額の損害賠償請求するよう求めていた住民監査請求に対する監査結果がありました。

監査委員は、県が負担している交付金について、貸付料に転嫁されておらず、その賃料は適正な対価とは認められないとして、その是正を求め、適切な措置を講じるよう勧告。その措置期限をこの12月28日としました。

私達の住民監査請求 対し県は、交付金相当額を貸付料に算入しなかつた理由について、設置目的である労働関係団体の集約を図るため、政策的に貸付料を設定したものであり、貸付料は、財産無償貸付等条例第4条に普通財産の貸付けに関して、公共的団体が公益事業の用に供するときは無償または時価よりも低い価額で貸し付けることのできる規定があるから知事の裁量の範囲内であると主張し、平成21年度から交付金相当額を上乗せするよう貸付料を改定したのではなく、方針を変更したことによるものである、としていました。

監査委員は、普通地方公共団体の財産は条例又は議会の議決がなされてもその措置が講じられていない。この例外として、県条例は、他の地方公共団体や公共的団体において公共的あるいは公益事業の用に供するときは、普通財産を無償または時価よりも低い価額で貸し付けることができるという規定があるが、当該規定を適用する決裁手続が行われておらずかつ、入居者の一部に公共的団体に該当するとは認められないものがあるとして、是正の勧告をしました。



# 県選挙管理委員・報酬問題

## 時給 最高額 15万0754円

### 平均時給

### 委員、委員長の約4・3倍

非常勤の行政委員の報酬が高額に過ぎるとする批判のある問題について、私達も、現在、当県の実態調査をすすめています。

とりあえず、県選挙管理委員会委員の05年度～09年度報酬の時給換算額が算出できましたので公表します。

その結果、時給最高額は07年度の委員長職代理者の15万0754円、最低額は同年度の委員長の1万2632円でした。

選挙管理委員報酬は、あり時給の最高は、07月額制であり、05～08年度のB委員長職務代理委員の15万0754円、委員18万円で、時給の最低は、5000円、委員18万円で、09年度は委員長同年度のA委員長の19万2000円、委員16万9000円でした。それを、各委員の勤務時間に応じて、時給を換算しました。その結果は、下記掲載の一覧表のとおりで

勤務時間の最高は、07年度のB委員長職務代理委員の15万0754円、委員18万円で、時給の最低は、5000円、委員18万円で、09年度は委員長同年度のA委員長の19万2000円、委員16万9000円でした。それを、各委員の勤務時間に応じて、時給を換算しました。その結果は、下記掲載の一覧表のとおりで

・194時間しかして  
いなかっただからです。  
5年間の平均時給は、  
委員長が1万3740  
円であり、委員3名の  
平均時給は5万905  
6円でした。

た。但し、用務開始と終了時間の間に12時から13時を含む場合、職務の遂行が推認できるもの以外は、休憩時間として除外。また、出張などの旅行日は、勤務時間としては除外しました（対象は委員長のみで、05、06、08年度に各1回）。  
なお、開始時間と終了時間について選挙管

理委員会は、議事録のある定例委員会や議事出席などは、議事録の記載から転記し、議事録が存在しないものについては、出張命令簿などから転記したとしていきます（但し、労働委員会は、出張命令簿の終了時間の記載は必ずしも、会議等の終了時間を記載しているものではないという）。

時給換算一覧表

	A 委員長	D 委員長	B委員長 職務代理	C委員	D委員	E委員
05年度	月平均 勤務時間	13.444		4.163	3.15	3.608
	月額 報酬額	205.000		180.000	180.000	180.000
	時給	15.248		43.238	57.143	49.889
06年度	月平均 勤務時間	15.563		2.931	5.185	5.514
	月額 報酬額	205.000		180.000	180.000	180.000
	時給	13.172		61.412	34.716	32.644
07年度	月平均 勤務時間	16.115		1.194	3.871	4.239
	月額 報酬額	205.000		180.000	180.000	180.000
	時給	12.721		150.754	46.500	42.463
08年度	月平均 勤務時間	15.99		1.917	2.669	3.039
	月額 報酬額	205.000		180.000	180.000	180.000
	時給	12.821		93.897	67.441	59.230
09年度	月平均 勤務時間		13.029	1.686	2.418	2.45
	月額 報酬額		192.000	169.000	169.000	169.000
	時給		14.736	100.237	69.892	68.980

# 県監査委員・住民監査請求を「棄却」

## ビック愛の県負担の交付金

### 県反省の弁

#### 包括外部監査の指摘とマスコミのコメントに

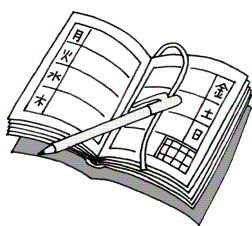
1 面記載と同様に県が負担したビック愛の03～10年度の固定資産税相当の約1億7848万円の交付金について、仁坂知事らに、同額の損害賠償請求するよう求めていた住民監査請求に対する監査結果が10月1日にありました。

監査委員は、県が負担している交付金について、使用料に上乗せしていないからといって、直ちに県が損害を受けているとは認められないとして、私達の請求を棄却しました。

県は、交付金相当額 47都道府県中、本県と政の裁量の範囲であった行政財産使用料への 同様に、行政財産使用 てその逸脱や濫用には上乗せについて、行政 料に交付金相当額を上 あたらないと主張。包財産に使用許可を与え 乗せしていない団体は 括外部監査結果報告書た場合の使用料は、地 37、交付金相当額を上 における指摘（同外部方自治法は「徴収する 乗せしている団体は10 監査人は、本来各年度ことができない」として と、実態としても使用 に支払うべきものを失条例に委ねており、使 料の額は地方公共団体 念していたこと及び、用料の水準も、地方公 の裁量に委ねられてい 利用者から回収できて共団体の裁量に委ねら るところである。これ おらず結果として県にれている。その使用料 らを総合的に判断すれ 多額の損害が生じてい 監査委員は、行政財について本県は、交付 ば、行政財産使用料へ るとした指摘）は、使 産の使用料の額につい金の有無にかかわらず、 交付金相当額を上乗せ 用料に対する県の考え ては、普通財産の貸付同一の料金設定。また、 していないことは、行 方について説明が不十

分であったためである  
と反省していると弁明。  
また、「県は、条例改正  
をして交付金相当額を  
来年度から施設使用料  
に上乗せする方針」あ  
るいは、「本来受益者が  
負担すべき交付金を県  
民の税金で負担した形  
になり大変申し訳ない」  
と、新聞に取り上げら  
れたことについても、  
あくまでも個人的見解  
であり、あたかも県の  
公式見解であるかのよ  
うに受け止められたこ  
とについては反省して  
いると弁明。

の公益性等を考慮し、  
県の条例で一律に定め、  
交付金の支出の有無に  
かわからず、使用目的  
ごとに同一料金として  
おり、各施設に要する  
経費等を個々に積み上  
げたものではない。ま  
た、使用者の公益性等  
を助案の上、使用許可  
を与えているという点  
に鑑み、知事の政策的  
判断に委ねるべきもの  
であるとして、交付金  
相当額を使用料に上乗  
せしていないからとい  
つて、直ちに県が損害  
を受けているとは認め  
られないとして、住民  
監査請求を棄却しまし  
た。



# 編集座談会

畑中 みなさん。お久

しぶりです。前号では、編集座談会、休

みました。阪谷 全国大会が開催

からですね。

畑中 そうです。阪谷さん、ご夫婦で大会

に参加されてご苦労

様でした。阪谷 佐賀県警が4億

5千万円を投じた電

子申請システムが全

く利用されないまま

廃止された問題を取

り上げている佐賀県

の方から、和歌山県

警も調査するよう呼

びかけられましたね。

井上 で、調べられた

のですか。畑中さん。

畑中 ええ。和歌山県

警には、独自で開発した電子申請システムはなく、県が国の

すすめるシステムと

は別に、独自に開発

した汎用電子システ

ムに組み込まれてい

ました。

迫間 前ページ記載の

内容が、その調査結

果、ですか。

畑中 はい。

阪谷 極めて低いです

ね。09年度で4・2

2%とは。

迫間 県は、09年度で

13・1%にすることに

を目標にしていたの

でしょう。促進計画

で。井上 その程度の利用

率で、システムの必

要制、ありますか。

畑中 補足になります

が、4・22%の利

用率は、27類型を合

計して割り出した数

値です。その27類型

を個別にみれば、0

%の利用率、すなわ

ち、まったく利用さ

れていない電子手続

きがあります。

迫間 えっ。ほんとう

ですか。

畑中 それも1、2類

型ではなく、9類型

もあるのです。その

中には、ペーパーの

申請が1件もないケ

ーすが2類型含まれ

ています。

阪谷 利用率がさらに

低い08年度では……。

畑中 28類型のうち11

類型の手続きが0%

でした。

迫間 2年間、利用が

まったくない手続き

がありますか。

畑中 あります。7類

型がそうです。

井上 えー、7類型も。

迫間 それらは、電子

申請システムの必要

制が明らかにないと

見なされませんか。

阪谷 そうですよ。必

要制がない。公金を

投じたのも問題です

よ。

上は、認められませ

んよ。畑中 ペーパーの手続

きと両方、管理しな

ければならず、よけ

い煩雑だ、という職

員もあるようです。

井上 そりゃーそうで

しょう。理解できま

す。

迫間 だとすれば、導

入の目的としていた

行政事務の簡素化・

効率化に反するシス

テムということにな

りますね。

畑中 また、その程度

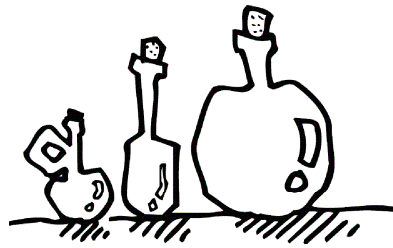
の利用状況では、経

済性、すなわち、費

用対効果を無視した

投資と指摘せざるを

えないでしょう。



## 両年度とも利用率0%が7類型も

### 利用低迷の汎用電子システム問題を語る

迫間 導入の目的、県民の利便性を向上させるため、としていたようですが。

阪谷 その程度の利用率では、利便性の向



# 県・汎用電子申請システム利用率

08年度2.25% , 09年度4.22%と低迷

## 県、利用が伸びなかつた原因

## 県民の利用しやすいものにできなかつた

和歌山県（情報政策課）が独自に開発し運営している汎用電子申請システムの09年度の利用率が、県が目標としていた13.1%に対し、僅か4.22%に止まり、同システムの利用が伸びず低迷していたことが私達の調査で分かりました。

申請システムは、県民

県の促進計画目標値と実際の利用結果

	H19年度		H20年度		H21年度	
	計画	結果	計画	結果	計画	結果
申請総件数	35,598	37,488	70,415	68,407	51,635	40,138
うち電子	1,119	1,251	4,404	1,542	6,760	1,693
利用率	3.1	3.34	6.3	2.25	13.1	4.22

県の独自の汎用電子申請システムの向と、行政の事務の簡素化・効率化を図ることを目的として、04年度に開発し、05年度から稼働。そして、07年度には、09年度の利用件数及び利用率の目標を、申請件数5万1635件で電子申請利用件数6760件の利用率13.1%にするとする促進計画を策定してまいりました。しかしながら、09年度の実際の利用は、申請件数4万138件に対し、電子利用件数が1693件で、その利用率が4.22%と低迷しています。これは、県の促進計画からすれば、僅か3割弱の到達率です。過去2年間をみても、07年度の利用率が34.4%、08年度が25.4%でしかなく、利用率が低迷したままであったことが分かりました。また、促進計画30種類の申請システムに対し、この間、2類型が新設されたものの、1類型が実施できず、1類型が不用に、2類型が国が進める個別申請システムに移行した2類型は、結果として2重投資したことを意味します。また、県が開発した電子申請システムによるシステム開発を決定した道路占用許可電子申請システムについては、システムを開発したもの、実際の利用には適さず、未実施でした。これらは明らかに無駄遣いです。県の担当者は、利用が伸びなかつた原因について、「県民の利用しやすいものにできなかつた」からといいます。県が独自に開発した旧汎用電子申請システムの開発・運営費は計1億8741万4986円もの公金が投入されてまいりました。県民の利用しやすいものには、このような巨額の費用を投入したことは、極めて問題です。

## 当面の予定

11月15日 PM 4:00 ~  
ニュース発送作業日  
11月24日 PM 6:00 ~  
第4回全員会議  
12月20日 PM 4:00 ~  
編集会議  
1月17日 PM 4:00 ~  
ニュース発送作業日  
1月25日 AM 10:00 ~  
県議政務調査費違法支出金返  
還請求住民訴訟の裁判  
1月26日 PM 6:00 ~  
第5回全員会議

## 裁判情報

### 県議・政務調査費違法 支出金返還請求住民 訴訟

裁判は、11月2日に行われま  
した。当日は、裁判所から、和解  
の意向で、当事者への意見聴取  
が行われました。引き続き次回  
も、それが継続される予定です。

次回、1月25日午前10時から  
です。

## 次回会員会議のご案内

日 時 11月24日(水)午後6時 ~  
場 所 和歌山市勤労者総合センター  
(和歌山市役所西隣 TEL 073-433-1800)

こぞってご参加下さい